



野良猫の不妊・去勢手術費用の助成を行います！



野良猫の糞尿等による被害や殺処分される猫を減らすため、野良猫の不妊・去勢手術費用を助成します。申請前に野良猫の捕獲や手術を行った場合は、助成の対象となりませんのでご注意ください。一人あたり一回の申請につき、5頭を上限とします。

※助成の対象となる野良猫は、おおむね生後4カ月以上の市内に生息する猫であって飼い主が存在しない、または首輪などを装着していないなどの理由により飼い主の存在を推測することができない猫となります。

○申請受付期間

令和7年6月2日から令和8年1月30日まで(土曜日・日曜日・祝日および年末年始休みを除く。)

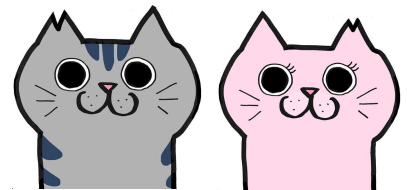
※予算額に達した場合は、受付期間内であっても受け付けを終了いたしますので、ご了承ください。

○申請受付場所

環境保全課窓口（出張所にも申請様式をおいていますが、受付は行いません。）

○申請受付時間

午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時を除く）



○助成対象者

野良猫に不妊・去勢手術を受けさせようとする者で、次のいずれかに該当するもの。

1. 市内に住所を有する者
2. 市内に事務所を有する団体
3. 市内に事務所を有しない団体においては、その代表者が市内に住所を有するもの

※国や他の地方公共団体その他の団体から手術に関する補助金の交付を受けている者は助成対象外

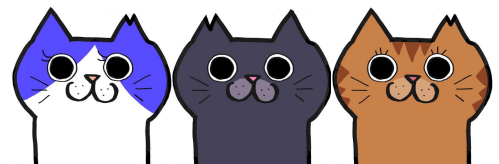
○助成金額

- ・不妊手術…18,000円
- ・去勢手術…8,000円

手術費用については、長崎県獣医師会大村支部のご協力により、本事業においてのみ、上記の金額で実施されます。

○申請書類

- ・大村市野良猫不妊・去勢手術費用助成金交付申請書
- ・誓約書
- ・野良猫が生息する場所を確認することができる見取り図
- ・野良猫の写真1枚（全身が写ったカラープリントしたもの）



○注意点

- ・不妊・去勢手術を行ったことを見分けるために、手術後の野良猫は片耳の先端をV字カットします。
- ・手術を実施した後、野良猫は元の場所へ返還していただきます。
- ・手術をすでに行った野良猫は対象になりません。
- ・不妊・去勢手術以外の負担（病気の治療やノミ・ダニ駆除など）については、助成金の対象外となりますので、申請者の自己負担となります。

申請・お問い合わせに関しては、大村市環境保全課 0957-53-4111(内線 149)まで